

「宮城県次世代育成支援対策地域協議会及び宮城県子ども・子育て会議」
会議録要旨（全文）

日 時：令和元年7月31日（水） 午前10時から正午まで

場 所：宮城県行政庁舎11階 第二会議室

出席者：足立智昭会長，君島昌志副会長，我妻良恵委員，阿部敬子委員，
大竹幸恵委員，佐々木敦子委員，佐藤善司委員，佐藤憲康委員，
高野幸子委員，根來興宣委員

（以上，次世代育成支援対策地域協議会及び子ども・子育て会議の兼務委員）

海野京子委員，本多恵子委員（次世代育成支援対策地域協議会委員）

小林純子委員，佐々木とし子委員，菅原郁美委員（子ども・子育て会議委員）

1 開会

司会（子育て社会推進室 小林副参事）

○ 本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

ただ今より，宮城県次世代育成支援対策地域協議会及び宮城県子ども・子育て会議を開催いたします。

○ まず，6月より新たに，次世代育成支援対策地域協議会及び子ども・子育て会議の委員に御就任いただいた方を御紹介いたします。

石巻市の阿部敬子委員でございます。

○ ここで，会議の成立について御報告いたします。本日は所用により，奥村委員，鈴木委員，高橋委員が御欠席でございますが，次世代育成支援対策地域協議会においては14名中12名，子ども・子育て会議については16名中13名の委員の皆様にご出席をいただいております。いずれも過半数を上回ることから，条例の規定により，本会議はいずれも成立していることを御報告申し上げます。

なお，本日の会議については，情報公開条例に基づき，公開とさせていただきます。また，議事録は，県政情報センターや県ホームページで公開することになりますので，よろしく願いいたします。

○ はじめに，会議の開催に当たりまして，保健福祉部長の伊藤より御挨拶申し上げます。

2 挨拶

伊藤保健福祉部長

○ 宮城県次世代育成支援対策地域協議会及び宮城県子ども・子育て会議の開催にあたり，一言御挨拶を申し上げます。

本日は，御多忙の中，お集まりいただき，ありがとうございます。

併せて，このたび，新たに本会議の委員に就任されました阿部委員におかれましては，就任をお引き受けいただきましたこと，重ねて御礼申し上げます。

- 東日本大震災から8年が経ちましたが、災害公営住宅の整備はすべて完了し、観光資源や産業面の復興も着実に進んでおります。また、医療・福祉関連施設はほぼ復旧し、保健・医療・福祉の提供体制も回復しているところです。

今年度から来年度にかけては、「宮城県震災復興計画」における発展期として、復興の総仕上げを更に進めることとなりますが、被災者の心のケアや地域コミュニティの再生支援などは、復興計画終了後も継続して取り組まなければならない中長期的な課題であると考えております。

県といたしましては、重点的な課題である子どもの心のケアに継続的に取り組むほか、昨年度から少子化対策のセミナーを実施するとともに、保育士の専門性の向上や離職防止の取組を強化し、子どもを生き育てやすい環境整備の充実などにも、力を入れているところです。

- また、社会問題となっている、いじめや不登校、児童虐待防止、子どもの貧困対策につきましても、相談体制の整備や関係機関との連携強化を図り、未然防止策や早期発見、迅速かつ適切な対応に努めております。
- 皆様方におかれましては、これまでも、地域の子ども・子育て支援の充実のため、それぞれの立場で御尽力いただいていることに対しまして、改めて厚く御礼申し上げますとともに、すべての子どもが健やかに成長できる地域社会を実現できるよう、引き続きよろしくお願いいたします。
- さて、本日の会議では、次期『みやぎ子ども・子育て幸福計画』の中間案について、皆様の御意見を頂戴することとなっております。
- 本日は、計画策定の概要について御説明申し上げる予定でございますので、委員の皆様方からの忌憚のない御意見・御提言をいただきたいと存じます。
- 結びになりますが、本会議における審議が活発かつ有意義なものになるよう、改めて皆様の御協力をお願いし、開会の挨拶とさせていただきます。

3 出席者紹介

司会

- 続きまして、主な職員を御紹介いたします。

保健福祉部 伊藤部長でございます。

保健福祉部 武内次長でございます。

子ども・家庭支援課 武田課長でございます。

子育て社会推進室 福田室長でございます。

総務部 私学・公益法人 新妻課長でございます。

また、事務局席のほうに、教育庁 生涯学習課、同じく教育企画室の担当者が出席しております。

なお、伊藤部長におきましては、公務のため、会議の途中で退席させていただきます。

《伊藤部長退席》

- それでは、以後の進行につきましては、条例の規定により足立会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

4 説明事項

(1)「みやぎ子ども・子育て幸福計画（第Ⅰ期）」に基づく施策の実施状況について

足立会長

- おはようございます。議長を務めます足立です。

本日、大きく2つの議題がございますけれども、2番目の議題は次期「みやぎ子ども・子育て幸福計画」（中間案）の策定ということで、できれば委員の皆様全員のご意見をお伺いしたいと思っております。ただ、閉会時間が12時となっておりますので、ぜひ円滑な議事の進行にご協力をお願いしたいと思います。それでは、着座して進めさせていただきます。

- 議事に入ります。

議題の1つ目、「みやぎ子ども・子育て幸福計画（第Ⅰ期）」に基づく施策の実施状況についてでございますけれども、この計画は平成27年3月に策定された計画で、今回は平成30年度における取り組みの実施状況についての報告となります。

それでは、実施状況について事務局から説明をお願いいたします。

事務局（子育て社会推進室）

- 子育て社会推進室の福田でございます。それでは、説明事項の(1)「みやぎ子ども・子育て幸福計画（第Ⅰ期）」に基づく施策について、平成30年度の実施状況を御説明いたします。

《概要》

- はじめに、本計画の概要について御説明いたします。

この計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画と、子ども・子育て支援法に基づく支援計画を一体的に策定したものとなっております。さらに、平成27年10月に議員提案により制定されました「みやぎ子ども・子育て県民条例」における基本計画としても位置づけられているところでございます。本計画の計画期間は、平成27年度から令和元年度までの5年間となっております。2つの理念、5つの視点、7つの施策体系により構成されております。

- 計画の冊子につきましては、本日皆様のお手元にお配りさせていただいております。このオレンジ色の本冊と別冊の2冊で構成されておまして、計画の策定趣旨や理念、県の施策の内容などについては本冊に、教育保育に関する重要計画の具体的な数値など、子ども・子育て支援法に関する部分については別冊に記載しているところでございます。
- 次に、お手元にお配りさせていただきました資料1-1から資料1-4につきまして、計画で推進する主な事業の実施状況及び子ども・子育て支援法の基本指針において、点検、評価すべきとされている項目についてご説明いたします。

《資料1-1》

- 資料1-1指標の状況でございますが、本計画の進捗状況に関する評価や検証を行うための指標として、合計特殊出生率と保育所等利用待機児童数の2つを設定しております。
- まず、合計特殊出生率につきましては、平成30年は1.30となりまして、前年に比べてさらに0.01ポイント低下している状況でございます。全国値につきましても1.42と、前年に比べて0.01ポイント低下しておりますが、本県と全国の差につきましては0.12ポイントの開きがございます。全国順位は最下位の東京、次に北海道、そして京都と宮城が下から3番目、4番目のあたりにおりまして、上から44位という状況になっております。非常に厳しい状況でございます。
- このように、年々進行する少子化を食い止めたいということで、昨年度県内市町村、企業などの関係機関のトップの方々を主な対象に「少子化対策トップセミナー」を開催し、少子化の現状を解説するとともに、地域社会全体で子育て支援に取り組む機運の醸成を図りました。また、今年度は大学生向けに、妊娠、出産に関する正しい知識を身につけてもらうためのライフプランセミナーを開催し、妊娠、出産、適齢期を意識したライフプラン形成支援の取り組みを行っているところでございます。このような取り組みを継続的に行いながら、引き続き非常に厳しい状況となっております合計特殊出生率が少しでも上向きになるよう、そして子育てを支えるための環境整備にしっかりと取り組んでまいりたいと考えているところでございます。
- 次に、保育所等利用待機児童数につきましては、平成30年度は県全体の合計では177人の減少、仙台市が94人、仙台市を除く市町村で84人といずれも減少しております。減少傾向で推移してきた待機児童数でございますが、平成29年度に新たな定義が運用された影響で一時的に増加となりましたが、保育所整備が進む中で再び減少に至っております。
- なお、平成31年度の待機児童数につきましては、おととい、7月29日に公表させていただいておりますが、県全体の合計で583人となっております。平成30年度と比較しますと30人減少している状況でございます。10月から始まる無償化の関係で待機児童が増えるのではないかと危惧していたところでございますが、30人と、非常に少ない人数ではございましたが、減少ということで、ほっとしているところでございます。
県といたしましては、国の保育所等整備交付金、あるいは県の基金等を活用して、さらなる保育の受け皿整備と待機児童の解消の取り組みを進めてまいりたいと考えてございます。

《資料1-2》

- 次に、計画で推進する主な事業の実施状況についてご説明いたします。資料1-2を御覧ください。
- 資料1-2では、本計画に関連する施策のうち、各項目において推進する主な事業として掲載している事業を抜粋し、その実施状況を一覧にしております。なお、具体的な実施状況につきましては、右側の実施状況欄に記載のとおりでございます。非常に多岐

にわたる事業を展開してございます。一つ一つ詳しく説明したいところではございますが、時間の都合上、当室で実施している主な事業をご説明申し上げたいと思います。

- 1 ページの真ん中ぐらいになりますか、1 の (2) 「子どもの健やかな成長を見守る地域づくりの推進」のうち、「子育て県民運動推進事業」につきましては、子育て家庭がお店でさまざまなサービスを受けられる「みやぎっこ応援の店」の事業を「子育て支援パスポート事業」にリニューアルいたしました。専用ポータルサイトを開設いたしまして、スマートフォンから会員登録、サービス提供店舗を検索できるようになり、利便性を向上させております。

また、先ほどご説明いたしました、少子化対策トップセミナーを開催し、少子化の現状を理解していただくとともに、官民一体で子育て支援に取り組む機運の醸成を図ったところでございます。

- 次に、2 ページを御覧ください。

2 (1) イの「待機児童の計画的な解消」につきましては、市町村が実施する保育所等運営費負担のほか、保育所等施設整備に対する補助事業を行っております。また、ロの「幼児期の学校教育・保育の充実」のうち、認定こども園促進事業として、認定こども園を整備する市町村等に対して財政支援を行い、認定こども園の設置を促進しております。

- 次に (3) 「教育・保育に携わる人材の確保及び質の向上」において、記載のとおり、保育士等の質の向上のための事業を多数実施しているところでございます。このうち、一番下の「保育補助者雇上支援」につきましては、保育士の負担軽減を促進し、離職防止を図るため、保育補助者の雇い上げに対し補助を行うもので、平成 30 年度から実施しております新たな取り組みでございます。その他の事業は、県庁挙げてさまざまな取り組みをしているところでございますが、資料に記載のとおりでございますので、後ほど御覧いただければと思います。

《資料 1 - 3》

- 次に、資料 1 - 3、「各種施設の認可状況」についてでございます。資料 1 - 3 を御覧ください。

- 平成 30 年度の状況につきましては、各施設ともそれほど大きな増減はない状況でございますが、特定地域型保育事業の小規模保育施設においては、仙台市を含め 15 施設の増となっております。大きく増加しているところでございます。また、認定こども園につきましては、各市町村に最低 1 カ所以上設置され、令和元年度末までに県内に 124 カ所が設置されることを目標としているところでございますが、平成 30 年 4 月 1 日設置数は、仙台市を含め 44 カ所、平成 31 年 4 月 1 日時点でも 59 カ所と 15 カ所増加しているところではあります。今年度中に目標数に到達するのは非常に厳しい状況になってございます。設置数は着実に増えているところでございますので、県といたしましては、引き続き認定こども園移行のための取り組みを、様々な相談の支援、あるいは各種補助金を活用して整備に努めてまいりたいと考えてございます。

《資料1-4》

- 続きまして、資料1-4、「県民意識調査結果」について御説明申し上げます。資料1-4を御覧ください。

これは、子ども・子育て支援法の基本指針において、計画の成果について住民満足度を用いるなどして点検評価することとされておりますことから、震災復興・企画部が実施している県民意識調査を用いて満足度を図ることとしております。県民意識調査は、宮城県にお住まいの20歳以上の男女計4,000人を対象に、宮城県震災復興計画の体系に基づく7分野23の取り組みに関する県民の重視度や満足度などを調査しているものでございまして、平成30年分は51%の方から回答をいただいているところでございます。

- この調査のうち、「未来を担う子供たちへの支援に関する取り組み」について、重視度については重要またはやや重要の合計79%となっており、昨年度と比較いたしますと1.4ポイント減少しているところです。
- 満足またはやや満足の合計は46.4%となっており、こちらも昨年と比較いたしますと2.7ポイント減少しております。どちらも減少しているところでございますが、満足度の減少幅が大きく、県民が重視している一方で、満足度はさらに低くなっているというような状況になってございます。また、施策ごとの満足度上位10施策でも昨年度は2番目でしたが、3番目に順位を落としているところでございます。
- なお、一番下に参考として載せておりますが、医療・保健・福祉の分野のうち、特に優先すべきだと思う施策の割合において、地域全体での子ども・子育て支援が、昨年度と同じ2番目となっており、その割合は0.5ポイント増加しております。地域での子ども・子育て支援の重要性に対する意識が高まってきているものと考えてございます。
- 未来の宮城を担いますのは、子どもたちでございます。より多くの皆様に子どもや子育てにより関心を持っていただき、それぞれの家庭の中で子どもを生き育てることへの希望や喜びを、社会の希望、喜びとして意識していただけるように、計画に基づく取り組みを加速してまいりたいと考えているところでございます。
- 以上で、施策の実施状況についての御説明とさせていただきます。

足立会長

- ただいま事務局から平成30年度の実施状況について説明がありました。事務局の説明に対して、委員の皆さんから御質問、御意見などをお伺いしたいと思います。
- 佐々木委員どうぞ。

佐々木（と）委員

- 地域活動連絡協議会の佐々木とし子です。よろしくお願いたします。
- 資料1-3で、認定こども園の目標設置数が124カ所で、昨年時点では44カ所ということですがけれども、実は昨日、白石市でも子ども・子育て会議があって、市民からの要望という中に、こども園設置の要望が非常に高いという話が出ているのですけれども、まだ白石市ではその予定がないということです。ひとつ、私立のひかり幼稚園というところで、今、移行を目指しているというお話でしたけれども、このこども園を設置

することのよさは何なのかというのが、もう少し教えていただきたいなど。そうすると、私も会議の中でさらに推進できるように説明していきたいなど思っているのですけれども、よろしくお願いします。

事務局（子育て社会推進室）

○ 認定こども園については、平成 29 年度末が 44 カ所で、今年度 4 月現在で 59 カ所になってございます。目標数にはまだまだ満たない状況でございますが、認定こども園を推進する私どもの考えといたしましては、保育所の場合には、保育を必要とする子どもということで、保護者が就労に応じて入れなかったり、入ることができる認定を受けても、就労の如何によって入れないこともございます。しかし、認定こども園の場合には、保護者の就労の有無にかかわらず、基本的に 0 歳児から就学前までの子どもたちを一貫して、同じ場所で安心して保育、それから教育を受けることができます。そういうことが大きなメリットだと言われております。

それから、運営費の面で、認定こども園の場合には公定価格による収益性が高く設定にされていることから、運営する側にとっても非常に有利だと言われてございます。子どもたちにとっては、同じ場所で 0 歳児から就学前まで、同じところで安心して教育を受けられるというところは、大きなメリットではないかと考えてございます。

足立会長

○ そのほか、委員の皆様からご質問とかご意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

資料はたくさんありましたので、読み解くのにちょっと時間がかかるかもしれませんが、そうしましたら、議題の 2 のほうにできれば時間を割いて、委員の皆さんからご意見いただきたいと思っておりますので、申しわけありませんけれども、議題の 2 に移らせていただきます。

（2）次期「みやぎ子ども・子育て幸福計画」（中間案）について

足立会長

○ 議題の 2 つ目ですね。次期「みやぎ子ども・子育て幸福計画」の中間案についてに移りたいと思います。

この議題について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（子育て社会推進室）

○ それでは、議題 2、次期「みやぎ子ども・子育て幸福計画」令和 2 年度から令和 6 年度の間案についてご説明申し上げたいと思います。

昨年 11 月、次期計画の素案を作成するに当たりまして、皆様からこの会議においてご意見をいただいたところでございます。いただいたご意見を踏まえ、このたび中間案としてまとめたものが、お手元に配付いたしました資料 2-1、みやぎ子ども・子育て幸福計画（中間案）となっております。これが計画書のイメージとなっておりますが、

この資料2-1は膨大なものになってございますので、コンパクトにまとめさせていただいたものが、資料2-2「次期子ども・子育て幸福計画（中間案）策定のポイント」のほうで御説明させていただきます。資料2-2を御覧ください。

- まず、計画の位置づけでございますが、これは先ほど実施状況のところでも説明したところでございますが、2つの法律と条例に基づく3つの計画を一体のものとして策定しております。法律の規定によりまして、5年を1期とした計画期間となっておりますことから、現行計画が平成27年度から今年度末で終了するため、来年度、令和2年度から令和6年度までの次期計画を策定することとなります。また、この計画は次世代法と子育て法のそれぞれの法律に基づく計画により、現計画では2冊に分けて構成してございましたが、この内容が重複しているところが多いことと、子ども・子育て幸福計画として一体のものでありますことから、次期計画では1冊に統合することとしてございます。
- 次に、2. その他計画との関係でございますが、この計画は宮城県の将来ビジョン及び宮城県震災復興計画を上位の計画といたします個別計画となっております。そのほか、県行政の各分野における施策について個別計画がございますが、相互に関連する計画でありますので、その整合性を図ってまいります。
- 次に、3. 策定の方向性と条例との関係についてでございますが、次期計画は現在の計画を受け継ぐものでありますことから、現計画の構成を基本といたしまして、子どもを取り巻く社会情勢の変化、県の関連施策の動きに応じた内容に改訂することとしております。また、平成27年に施行されました「みやぎ子ども・子育て県民条例」における基本計画でもありますことから、条例の各条文が計画の内容に反映されるように見直しを行っております。
- ここで、次の資料2-3を御覧いただきたいと思います。ただいま御説明いたしました策定の方向性に沿って作りました施策の項目立てが、資料2-3の施策体系の対比表のとおりとなっております。この表では、現行計画が左側、そして次期計画が右側に記載してございまして、その変更点を表してございます。参考といたしましたみやぎ子ども・子育て県民条例も併せて御覧いただければと思います。

初めに、基本理念につきましては、現行計画では2つの基本理念となっておりますが、平成27年にできました県民条例の前文を生かしまして、「誰もが安心して子どもを産み育て、全ての子どもが愛情に包まれ、心身ともに健やかに成長できる社会づくりを目指す」という表現にまとめてございます。

続きまして、基本理念を達成するための視点といたしまして、現行計画では記載のとおり、5つの視点となっておりますが、条例第3条基本理念のところには6つの視点が記載されてございます。その6つの視点を踏まえまして、次期計画では視点を6つにしております。新しくなりましたのは「5 結婚、出産及び子育てに関する個人の価値観を尊重する視点」というところが新しく加わってございますが、これは条例の基本理念の第5号を踏まえまして、視点5として新たに加えたものでございます。また、視点6として「被災した子ども・親への復興支援の視点」と現行計画では表現されてございましたが、条例を踏まえまして、「6 東日本大震災の影響を受けた子ども・保護者への心

のケアの視点」と改めております。

- 続きまして、推進する施策と主な内容でございますが、御覧のとおり、項目の修正、追加をしておりますが、その見直しの内容は、策定のポイントで御説明させていただきます。

- 再び、資料2-2を御覧いただきたいと思っております。

資料2-2の左側下の4のところ、前回の審議会での意見の反映というところがございまして、昨年11月の会議において、皆様からいただいたご意見で、教育と福祉の連携の推進など大きく5点ございましたが、可能な限りそれらを踏まえまして、見直しているところでございます。

まず、真ん中の丸ポツになりますけれども、「保護者が子育ての第一責任を有する」ということについて、条例の基本理念として掲げられているところでございますが、等しく社会が支えるという考えも必要で、両方のバランスが必要ではないかというご意見がありました。なお、この文言については、平成28年に改正されております児童福祉法第2条第2項にも盛り込まれているところでございます。これにつきましては、資料2-1、中間案の6ページをごらんいただきたいと思っております。6つの視点がここに記載されているところでございますが、視点2、「すべての保護者への応援の視点」の中に、この文言を盛り込ませていただいております。視点2、「すべての保護者への応援の視点」ということで、すべての保護者が云々となってございますが、最後のほうに、「また、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという点にも配慮して、子ども・子育て支援施策を推進していきます」というふうに皆様の御意見を踏まえて改正させていただいております。その他の調整内容については、計画で推進する施策及び事業の中で説明させていただきます。

- 次に、5. 推進する施策とその主な内容について御説明させていただきます。

まず、資料2-2の一番大きな5となっているところでございますが、現状における課題と対応する施策の欄を御覧いただきたいと思っております。これが今回改正する改訂のポイントを簡単にまとめたものでございます。

まず、現状における主な課題を左側の欄に掲げております。主な課題といたしまして、少子化の進行、それから子育てへの経済的負担、ここには入っておりませんが、子どもの権利擁護というところも課題になっているかと思っております。それを踏まえて、社会全体で子ども・子育てが大切にされる環境づくりということを推進する施策として掲げてございます。

また、子ども・子育てをめぐる大きな課題の中に待機児童の問題がございまして。待機児童は保育所のみならず、就学後の放課後児童クラブにおきましても、宮城県では待機児童が発生している状況にございまして。

その一方で、保育士が足りないという保育士不足の問題がございまして。このような課題に対し推進する施策といたしまして、教育、保育の確保と充実というところを掲げてございます。

また、主な課題といたしまして、宮城県では学力の向上というのが非常に大きな課題になってございます。また、いじめ、不登校の問題なども大きな課題になってござい

して、不登校は全国でも発生率が非常に高い状況となっております。このような状況を踏まえまして、子どもの成長を支える教育の推進という施策を掲げてございます。

また、育児不安とか、子どもの健康問題など母子保健に対するいろいろな課題がございます。それらの課題を踏まえまして、4といたしまして、健康で元気な子どもを生み育てるための保健・医療の充実という施策を掲げてございます。

次に、社会的に大きな社会問題となっております児童虐待、それから子どもの貧困、そしてさまざまな障害を抱えた、あるいは子どもたち、特に発達障害を抱えた子どもたちへの支援というのが非常にクローズアップされているところでございます。これらの課題を踏まえて、5. 支援を必要とする子どもや家庭への対応という施策を掲げてございます。

また、ここは新たに加わったところでございますが、未婚化、晩婚化によって少子化が進展しているところもでございます。そういった課題を踏まえまして、仕事と家庭生活の両立と結婚支援の推進というところを掲げてございます。

続きまして、滋賀県大津市の事件など、子どもたちが悲惨な事件・事故に巻き込まれる問題があって、子どもの安全ということが非常に大きくクローズアップされているところでございます。これらの課題を踏まえて、子どもが安全で安心して暮らせる環境の整備ということで施策を推進していくこととしております。

また、最後になりますが、東日本大震災から8年が経過いたしました。今もなお心に傷を抱えて苦しんでいる子どもたち、あるいは保護者の皆さんがいらっしゃいます。その方々への心のケア等の支援を進めていくために、東日本大震災により影響を受けた子どもへの支援という施策を掲げているところでございます。

- ここで、資料2-1、中間案の7ページを御覧いただきたいと思っております。今まで、基本理念ですとか、それに向けての視点、そして現在の課題に対する施策、推進する施策について御説明したところでございますが、この7ページのところで、その基本理念あるいは施策等の体系図を示させていただいてございます。

基本理念は「誰もが安心して子どもを生み育て、全ての子どもが愛情に包まれ、心身ともに健やかに成長できる社会づくりを目指す。」これが大きな基本理念となります。この理念に対しまして達成に向けての視点が6点、全ての子どもの幸せの視点、保護者への応援の視点、仕事と生活の調和実現の視点、地域全体での子ども・子育て応援の視点、そして新たに加わりました結婚、出産及び子育てに関する個人の価値観を尊重する視点、そして東日本大震災の影響を受けた子ども、保護者への心のケアの視点、これらの視点に基づいて施策を推進していくこととしておりまして、推進する施策は大きく8項目になります。社会全体で子ども・子育てが大切にされる環境づくり、教育、保育の確保の充実など、8項目の施策を推進することとしております。これが今回新たなみやぎ子ども・子育て幸福計画の体系図となります。

- 続きまして、資料2-1、9ページになりますが、それと資料2-2の、5. 現状における課題と対応する施策、両方を御覧いただきながら御説明させていただきたいと思っております。

初めに、大きく推進する施策、大項目として8項目挙げておりますが、そのうちの第

1 項目、1、社会全体で子ども・子育てが大切にされる環境づくりにつきましては、条例第9条の子どもの意見の尊重について、今まで明確な記載がございませんでしたので、(1)のところに大項目、そしてそれぞれ中項目を掲げてございますが、その中項目の(1)のところで「子どもの権利擁護の推進と意見の尊重」を加え、これに対する取り組みを記載しているところがございます。また、(3)経済的支援による子育て環境の整備については、11 ページのところになりますけれども、10 月から施行されます幼児教育・保育の無償化に関する表現を加えてございます。さらに、(4)子ども・子育て支援を行う団体等の活動の促進について、これは現行計画では条例第22条「子ども・子育て支援を行う団体等の活動の促進」への対応が、十分な書き込みではなかったことから、中項目として新たに追加したものでございます。少子化の進行がますます深刻化する中で、子育てに係る経済的負担感の増大がその要因の一つでありますことから、課題に対する方向性として、乳幼児期から成長に応じた経済的支援の充実などについて取り組みを記載しているところがございます。これが推進する施策1の大まかな説明になります。

この中間案は、基本的には大項目、それからそれぞれの中・小項目に基づいて現状と課題、それから基本的方向性、そしてその県として推進している主な事業について記載をするというようなスタイルで記載させていただいているところがございます。

- 続きまして、資料2-1の14ページになりますが、教育・保育の確保と充実につきまして御説明したいと思います。これは、先ほど、子育て法に関する現在の別冊の内容を包含して記載しているところがございます。なお、認定こども園への設置目標数もここに掲載することとなりますけれども、今後市町村の意向を確認しながら、現在は124としております目標数を検討してまいります。なお、市町村の施設等整備計画の数値につきましては、市町村のほうでも同じように審議会等を開催しながら取りまとめを行っているところございまして、その取りまとめられた後、資料編としてまとめて掲載することとしております。

- 次に、資料2-1、16ページを御覧ください。

(2) ニーズに応じた多様な子育て支援の充実について、この中に放課後児童クラブや放課後子ども教室に係る新放課後子ども総合プランに取り組むことなどが記載されてございます。また、ここでも教育と福祉の連携を深め、総合的あり方を協議していくこととしてございます。前回の審議会でもいただきました教育と福祉の連携につきましては、さまざまな施策の中に教育と福祉の連携というところを盛り込んで本計画をつくっているところがございます。

待機児童の課題につきましては、引き続き保育所の整備、幼稚園から認定こども園への移行促進によって受け皿確保に努めるほか、施設整備に伴って生じる保育士不足の問題についても、人材確保と質の向上に取り組むこととしてこの中に盛り込んでございます。

- 続きまして、資料2-1の19ページを御覧ください。

ここから主に教育のところになりますけれども、子どもの成長を支える教育の推進につきましては、条例第10条の子どもの社会参加の促進について、現計画では明確な取り組みなどの記載がありませんでしたが、(1)子どもの生きる力の育成に向けた学校の教

育環境の整備と社会参加の促進 と加えまして、これに対する取り組みを記載しております。

また、宮城県では児童・生徒の学力向上が大きな課題となっているところでございますが、子どもの生活習慣の確立に向けた取り組みや志の育成による学習意欲の向上、これは学力の向上のところに記載されてございますが、教員の指導力向上の取り組みを推進していく方向性を掲げてございます。

また、いじめ、不登校対策としてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置等によりまして、児童生徒の心のケアに取り組むとともに、児童・生徒みずからいじめ予防について考え、積極的に考える機会を提供して、いじめの根絶の機運醸成を図っていくこととしております。

また、子ども自身が将来の生き方を考える教育、志教育の推進及び社会参加の促進として、宮城県独自の志教育を掲げております。「志教育」は、宮城県独自の施策として推進しているところでございますが、児童・生徒が自分自身の適正の理解を進め、社会における役割を主体的に選択する中で、夢と志を持ちながら、人間としての生き方を探究していくことを支援すると記載されているところでございます。

また、資料2-1の27ページになりますが、(2) 家庭や地域の教育力向上 の「イ 家庭の支援の充実」という項目がございます。その中で、基本的方向性として、中高生に向けて作成した宮城県版親の学びのプログラムの親になる準備プログラム「親のみちしるべ」を活用しながら、将来子どもを持つということ、親になるということについて考える機会の充実を図ってまいりますという記載がございます。これは、前回の審議会で家庭教育の具体的な取り組み等を記載してはどうかという御意見がございましたので、このような内容が盛り込んでいるところでございます。

また、そのほか特別支援教育の充実ですとか、次代の親の育成等にも積極的に取り組んでいくこととなってございまして、この教育に関する部門につきましては、多岐にわたり記載されているところでございます。

- 続きまして、資料2-1の32ページになりますが、4. 健康で元気な子どもを生み育てるための保健・医療の充実につきましては、条例第12条母子保健医療体制の充実に関する部分でございます。昨年度、県では母子保健施策の方向性を定めました「母子保健施策推進指針」を策定したところでございます。この母子保健指針の内容に即して全体の構成を見直しているところでございます。

子育ての孤立化などによって、保護者が抱える育児不安の解消が課題となっており、保護者の精神的不安は子どもの健康問題につながるほか、虐待に発展する可能性もありますことから、妊産婦のメンタルヘルスケアの充実及び妊娠期からの虐待予防対策の取り組みを推進していくこととしております。

- 続きまして、資料2-1の38ページになりますが、5. 支援を必要とする子どもや家庭の対応につきましては、現計画においても経済的支援の中に子どもの貧困に関する記載が少しは含まれておりましたが、重要な項目でございますので、この5の支援を必要とする子どもや家庭への対応につきましては、「子どもの貧困対策の推進」として新たに中項目として追加してございます。

また、(6) 障害や疾病があっても安心して生活ができる相談支援体制の整備につきましては、現計画では障害児施策の充実という項目でございましたが、先ほどご説明申し上げました母子保健指針において整理した項目名に見直してございます。

続きまして、資料の2-2を御覧いただきたいと思いますが、5. 支援を必要とする子どもや家庭への対応のところ、大きな問題として取り上げられております児童虐待がございます。これは、子どもの命にかかわる大きな問題でありまして、資料2-1の41ページの基本的方向性に3つ黒ポツがございますが、その一番下のところに、子どもの安全確保を最優先とし、尊い子どもの命が奪われることのないよう、福祉・医療・保健・教育及び警察など、関係機関との連携、協力を図り、より実効性のあるネットワーク体制を構築していきますというような記載をさせていただいてございます。さらに、児童相談所職員も含めた体制強化を図るとともに、重大事例の検証などにも、再発防止に取り組んでいくこととしているところでございます。

そのほか、子どもの貧困に関しましては、子どもの貧困連鎖を断ち切るために、これも今年度改定する予定になってございますが、「子どもの貧困対策計画」に基づいた施策を推進してまいります。さらに、ひとり親自立促進計画に基づくひとり親対策ですとか、(6) 障害があっても安心して生活ができる相談支援体制の整備についても、母子保健指針に基づき、改訂しているところでございます。このような中であって、関係機関の連携を強化して、切れ目のない支援体制を整備することなどについて、全体的にその方向性の中で盛り込まれているところでございます。

○ 続きまして、6. 仕事と家庭生活の両立と結婚支援の推進でございますが、資料2-1の51ページになります。この、仕事と家庭生活の両立と結婚支援の推進につきましては、条例第17条雇用環境の整備の内容を踏まえたワークライフバランスを推進していくこととしてございます。また、視点5として新たに加えました結婚出産及び子育てに関する個人の価値観を尊重する視点など、それらの結婚に対する支援というものが現計画にはありませんでしたが、新たにこの視点5を加えることによりまして、結婚支援の推進についても追加しているところでございます。この結婚支援について、子育てとはちょっと違和感があるという御意見もあるかもしれませんが、少子化の要因の一つとして、未婚化、晩婚化の進行がございます。個人の価値観を尊重するという点に配慮しながら、結婚を希望する方々を応援するための新たな取り組みとして追加しているところでございます。

○ 続きまして、7. 子どもが安心して暮らせる環境の整備につきまして、資料2-1では55ページからになります、子どもの安全確保に関して記載しているところでございます。最近車の危険運転等により、子どもが犠牲になる痛ましい事故が発生しておりますことから、通園、通学や保育所での散歩の際の安全確保について、新たに記載しているところでございます。

また、通学途中などで子どもを狙ったと思われるような事件も発生しているところがございますから、地域で子どもを守る活動の展開や、安全安心なまちづくりに向けた機運の醸成などについて取り組んでいくこととしてございます。

○ 最後になりますが、8. 東日本大震災により影響を受けた子どもへの支援につきまし

て、資料2-1では59ページからになります。東日本大震災により影響を受けた子どもへの支援につきましては、条例第23条震災の影響を受けた子どもへの支援の内容を踏まえ、大項目として新たに設けてございます。着実に復興が進む一方で、震災後、被災した子どもやその保護者に対する心のケアは、関係機関が連携して長期的、継続的に取り組んでいかなければならない問題であると捉えております。今後もきめ細やかな支援が必要でありますことから、心のケアに加え、就学あるいは学習に関する支援、そして経済的支援、家庭養育の支援などの取り組みを総合的に進めていくこととしてございます。

- 以上が、推進する施策と主な内容の見直しのポイントでございます。

なお、推進する主な事業につきましては、現在実施している事業のうち主なものを記載しておりますけれども、今後庁内調整により変更となる可能性があることをご理解いただきたいと思います。また、近く国から子ども・子育て支援法における計画策定の基本的指針が示される予定でございまして、その指針の内容によって、計画の内容が一部変更になる場合がございます。

- 続きまして、資料2-1の61ページに掲載してございますが、本計画の進捗状況に関する点検評価を行うための指標といたしましては、引き続き合計特殊出生率と保育所等利用待機児童数を設定することとしております。

- 以上が次期子ども・子育て幸福計画の概要についてでございますが、最後に今後のスケジュールについて簡単に御説明したいと思います。

本日の会議で皆様からいただいたご意見を踏まえて庁内調整を図り、中間案を次世代育成支援・少子化対策推進本部会議に図ることとしております。11月を予定しておりますが、パブリックコメントによる意見募集を行い、議会においても報告することとしております。その後、パブリックコメント及び議会の意見等を反映いたしました最終案を調整して、来年2月を予定しておりますが、この会議において皆様からご意見を頂戴させていただきたいと思っております。その後、最終案を次世代育成支援・少子化対策推進本部会議に図り、来年3月、次期子ども・子育て幸福計画が策定されることとなります。委員の皆様には計画全体について幅広いご意見をいただきたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

足立会長

- ありがとうございました。

ただいま事務局から、次期みやぎ子ども・子育て幸福計画の中間案について説明がありました。それぞれの委員のお立場から、ぜひ忌憚のない御意見、御質問をお願いしたいと思います。

では、小林委員、どうぞ。

小林委員

- この「子ども」という対象の定義というのが、たぶん、児童福祉法の言うところの18歳を想定しているのではないかと思うのですけれども、施策に関しては連続性を重視していただきたいなと思っております。それは、社会的養護自立支援のアフタープランなど

を行っている事業を受託しておりますが、おおむね 22 歳、25 歳ぐらいまで支援という形になっていきますので、担当課のほうでそこまで見ていくのであれば、児童相談所が 18 歳で措置解除したから終わりというのではなくて、そこからずっと大人になるまで移行していく施策としてきちんと捉えていただきたいなと思っています。なので、男女共同参画とか、いろんな担当課との連続性を視野に入れていただきたい。それはなぜかといいますと、今アフターケアをやっていて、18 歳で措置解除になって、実親のところに戻された子どもが家を出てきます。そのときに、保護する場所がないんです。18 歳を超えているので、児童相談所には戻せないと言われます。でも、アフターケアをやっている立場からすると、ではこの子は今日どこへ送ろうかというようなところのバックアップ体制がない中で、いろいろな制度等を駆使して行ってはいきますけれども、やはり年齢を少し高く設定した青少年シェルターのようなものが必要であると感じております。ですから、その一面から見ると、子どもと言うと 18 歳と想定しがちなのですが、いろんな部署と連携した総合的な施策として作っていただきたいなと思っています。

- それからもう一つ、NPO などの活動の促進ということで、これを入れていただいたのは非常にありがたいなと思っているのですが、ネットワーク化とか、研修とか、そういうレベルではないと思うのですね。というのは、行政のパートナーとして公共を担っていくような、そういうところを育てないといけないという時期に来ています。震災があって、いろいろな団体が力をつけてきました。復興予算でかなりの委託事業を受けている団体もあります。でも、それが委託事業の限界として、人件費がなかなか回せないとか、そういうところがあります。ですから、指定管理者制度などを利用して、もう少し公共を担うパートナーとしてもう一度施策の中にきちんとそういうものを盛り込んでいただければと思っています。
- それから、資料 2-2 の表現でちょっと気になる場所としてお話ししたいのですが、資料 2-2 の 5 番の 4 「健康で元気な子どもを生き育てるための」となっていますが、健康で元気な子どもだけを対象とするのかということと、私はこれ（「健康で元気な子どもを生き育てるための」）は要らないと思うのですね。「健康で元気な」というのは削除していただいて、どんな子どもでもそういうケアや医療の対象として考えていただけたらいいかなと思います。
- それからもう一つは、先ほど気になさっていましたが、結婚支援のところですね。今多様な家族がある中ですし、アフターケアなどをやっておりますと、ひとり親なのですが、お母さんのパートナーが同居しているとか、形として多様な家族がすごくふえていると思うのです。結婚を選択しないで、パートナーとして一緒に暮らしている。そういう家庭などを支えるという視点もどこかに入れていただけたらいいかなと思っています。男性同士のご家庭もあるし、そこに養子とか、今、男性同士のパートナーのところから里子を委託というようなことも世界的にはあり得ているので、その辺まで少し入れていただけたほうが、これから先のいろんな形態つくっていく家族を視点として入ってきたほうがいいのではないかと思います。以上です。

足立会長

- ありがとうございます。4点ほど御意見、御指摘あったかと思えますけれども、事務局からご回答いかがでしょうか。

事務局（子育て社会推進室）

- 一番答えやすいところからお答えいたしますと、健康で元気な子どもという表現につきましては、確かに委員のおっしゃるとおり、対象となる子は元気な子、障害があっても元気な子であってほしいと思えますけれども、病気を抱えている子どもたちもいるものですから、その表現はちょっと考えたいと思います。適切な表現が、ここを抜いて単に、「子どもを生み育てるための保健・医療の充実」というのではどうかということでしたでしょうか。それが無難なのかなと思えますが、いろいろな思いを込めて表現しても、いろいろな価値観があって、思いが逆の方向に伝わってしまうこともありますので、検討させていただくことになるかと思えます。
- それから、18歳を超えても連続性をもった支援を、というところでもございましたが、これは児童福祉にも関係するところで、私どもが児童福祉法に基づいて事業を進めているところがありまして、どうしても18歳で終わってしまうというのは課題であると思えます。ただ、総合的にというと、すごく幅広くなってしまうところがあって、ちょっとそこはどういうふうにしたらいいのかなということで、逆に御意見を伺えればと思えます。
- あとは、NPOの連携促進について、ネットワーク化とか、研修のレベルではない、NPOの皆様のご支援をいただくというところで、もっとさらに踏み込んでというお話でしたが、そののちもう少し詳しく、どんな形で踏み込んだらいいのか、何か御提案あればお伺いできればと思えます。
- あと、結婚支援につきましては、さまざまな家族の形態があるというところは、そのとおりだと思います。私どもは、どうしても合計特殊出生率が低いというところが御指摘を受けているところなので、子どもを生み育てるところに視点が行ってしまいがちなのですが、さまざまな家族の形態があって、その中で子どもたちが幸せに過ごしていけるような支援をしていくという視点は非常に重要な部分だと思いますので、どういう形で盛り込めるかは検討させていただきたいと思えます。

なお、児童虐待に関するお話については、子ども・家庭支援課長からお答えいたします。

事務局（子ども・家庭支援課）

- 虐待後のアフターケアのお話ですが、今委員から御指摘いただいたように、お願いしているところでもございます。その視点としては、養護施設等を巣立つ際、その後の社会人としての、もしくは進学する際の安定的な出発というような、そういった視点からお願いしております。あと、国のほうでもそういう視点を持って取り組んでいるということだと思いますので、ただいま事務局からもお答えしたように、その後の受け皿的なものをどうしていったらいいのかというところは、いろいろ検討させていただきたいと

思います。

足立会長

○ 子ども、ということでは、小林委員が具体的なことをおっしゃったとおっしゃって、子どもということ、全体にどう定義するかということがなかったですね。

政策によっては、18歳ということで簡単に切れないものもあるということですね。例えば震災関連も、子どもへの支援となっているのですが、当時高校生の方たちも親になる世代になっていて、親になっての課題なども出ているので、単に一般的な常識としての子どもということだけでは対応できない問題も出てきているので、その継続性を考えて、施策をぜひつくっていただきたいと思います。

それからもう一つ、NPOなどの問題ですけれども、単にネットワーク化ということだけではできないことがあるということだったと思うのですが、小林委員からもうちょっと具体的に何か御提案があれば、お話しさせていただいてよろしいですか。

小林委員

○ だいぶ昔の話になるのですが、国際交流で、米国のデラウェア州というところにNPOの研修として宮城県の団体の代表が何人か行って研修させていただいたことがあるんです。そのときに、目からうろこというか、学校も図書館も博物館もみんなNPOが運営しているのを見てきたリーダーたちが、宮城県に結構たくさんいるんですね。そういう方たちが、ある程度の団体を今運営して、委託とか、指定管理で活躍なさっていると思うのですが、その次の世代を育てていくというところが、ちょっと足りないのではないかなと思います。共同参画社会推進課のほうで頑張っていただきたいことなんですけれども、見ていると、NPOプラザとかでやっているNPO研修には、子育て関係の方があまり行かないような気がするんです。それは、やっぱり（子ども・子育てという）分野がすごく特殊なのだろうと思うんですね。

それと、子ども関係は県で計画は立てますけれども、市町村ごとに任されている部分があるので、同じテーマで話をしても通じないところがあると思われま。そういうところを、これまで東日本大震災被災地のほうの支援としては行政とNPOのいろいろなネットワークをつくってきたところなんですけれども、そういうものの上に積み上がった、できることはもう少しあると思うので、そこら辺をどう生かしていけるのかということです。ですから、例えばこの幸福計画の中に、NPO活動促進であれば、「共同参画社会推進課と連携して、こういうことをやります。」というところも具体的に書いていただくとよいと思います。NPO活動推進が県として今ちょっと弱まっているような気がするので、その辺も流れとして併せて考えていただきたいということで、明記するかしないかも含めて、また検討していただければと思います。ただ、内容としてそこを切り離さないで考えていただきたいという意見です。

足立会長

○ ありがとうございます。

公ができない部分のニッチな領域をNPOが担っているかと思いますが、NPOは予算的な問題などがあって、なかなか若い世代が出てこないといいますか、経済的にある程度保障されているような方々が、というわけでももちろんありませんけれども、そうでないとできないようなことになってしまっている状況がNPOの継続性の問題としてあるかと思います。県や自治体などの委託を受けているNPOは継続ができるのですけれども、そうじゃないところはなかなかできないとか、それから資源ですね。学生など、ボランティアなどがうまくつながるようなところはNPOの活動が継続できるのですけれども、それがなかなか難しい。例えば大学がないような地域だと、そういう活動がなかなか継続しないなどの問題があるかと思いますので、そういったことについてもぜひ御検討いただければと思います。

- それでは、ほかの委員からご質問、ご意見等ございませんでしょうか。
高野委員、どうぞ。

高野委員

- 0歳から5歳、6歳までの保育所が1つの区切りになっていて、それから小学校から高等学校までというのが区切りになっていると、こういう計画を読むと書かれてあるのですけれども、私としては、生まれてから18歳までの育ちの連携というか、継続が必要なのだと思うのです。だから、なぜか教育というと、どうしても文部科学省が対象になるのかもしれないけれども、学校に行くのは、幼稚園、保育所から行く子どもたちなんですよね。だから、そここのところを幼保小の連携ということで、1年生になるために、いろんな施策があるのですけれども、例えば保育指針が出たときに、学校に入るまでの就学前までに身につける10の項目というのが決められているのですけれども、10の項目にみんなが当てはまるとは限らない。やっぱりその子、一人一人の育ちというのがあると思うんです。それをよく解釈しないと、若い保育士は、その10の項目を見て、子どもをこういうふうに育てればいいんだ、こうなるように育てればいいんだ、となります。一人一人の子ども個性というのが歪められる危険性があるわけです。だから、そういう意味で、もうちょっと広く考えてもらいたい。それから、例えば障害を持った子どもは10の項目には絶対当てはまらないですよ。大変多くなっている、「気になる子ども」という子どもたちも10の項目にはおさまらないんです。
- それから、結婚奨励をしましょう。というのもどうかと思います。それはなぜかというと、宮城県は出生率が低いから、だからもっと子どもを生んでもらいましょうという施策というのはどうなのかなと。私は戦中生まれで、昭和19年生まれですから、一番この中では年上だと思うんだけど、何となくその戦争中の、そういう意識はないと思うんだけど、産めよ増やせよに。だんだんそういうのに近づいていかなきゃいけないかなという危険性を感じます。産むか産まないかは行政とか国が決めるのではなくて、女の人自身が決めればいいいわけですから、ただ欲しくても生まれない人もいますし、そういう意味ではちゃんと考えて打ち出していかないと。違った意味にとられる危険性はないのかなと思います。

○ それと、私は保育所にいますから、今保育士不足が大変深刻です。深刻を飛び越えて、もう大変です。だから、保育士の資質向上が必要なのはわかりますけれども、資質向上を言っていない状況なんですよ。全然レベルが低いというか、学校を出てきて現場で教えなきゃ、もちろん人によって違いますから、すぐ即戦力になる学生もいますけれども、実際は難しい。結局は就職活動しなくていいんですから、今の学生は。売り手市場ですから、午前中昼寝して、午後から履歴書持って、どこかの保育所に行ったら、もう決まりますよ、すぐそこで。そのぐらい安易になってきているのです。

ではなぜ保育士にならないかという、私もここで何回も言っていますけれども、条件が余りにもひどい。0歳という2カ月、3カ月の子どもが、親から離れて集団生活をする、その中で私たちは命を預かって、育ちも預かるとなれば、かなりの資質を持っていないと、子どもに対して申し訳ない。ただ、怪我なく事故なく見ていればいいということではないわけです。さらにその上に、保護者支援もしなければならぬということができてきます。結局は保育士の労働条件をよくしないと、幾ら研修をやったって保育士になりたい人は来てくれません、はっきり言って。だから、もう少し、ものすごく大事な仕事をしているんだという自覚を持ってもらう、そのための対価なんだよということを私は保育士たちに伝えていきたいと思います。

それで、去年からキャリアアップ研修が始まりましたよね、じゃあ、キャリアアップは何のためかという、キャリアアップに行く保育士は月4万円もらえるんですよ。それは、毎月のほかに賞与にも4万円入るんですよ。基本給に入るから、時給が上がってくる。それが、3人とか4人保育所で抱えるわけですよ。そうすると、うちの保育所では20年過ぎたようなベテランを出すわけですよ。キャリアアップにさらに資質向上ということで、22年、23年を出しているのに、他の保育所から片や3カ月の職員も来るわけですよ。そうすると、きっと講師の先生はどこにレベルを合わせたらいいかかわらないと思うんです。二十何年経験している人が相手なのか、3カ月から1年、2年で来ている人が相手なのかで、だからうちの保育所では、二十何年のベテランが行くと非常に不満なんですよ。

今、認定こども園の協会とかが研修事業をやっているようなんだけど、そちらは言うて悪いですけど、どうしてもお金がかかるので、お金がかからない県が委託している社会福祉協議会のほうに行ってもらおう。なるべく社協の研修に出したいと思っても、3人とか、やっと出してあげても中身がないのでは意味がないですよ。だから、私は県は社協に委託したのなら、どんな内容で、どんな人が受講してやっているのかというのをきちっと調べて、少し整理していただきたいなと思います。

足立会長

○ 大きく3つ御意見あったかと思います。

一つは、幼保小の連携ということになりますけれども、これは幼稚園、保育所、子どもにかかわらず、幼児期に育つべき10の姿という視点で保育をやっているのですけれども、そういったことが学校にどういうふうにも継続されているのかなどということもあると思いますし、保護者の立場からすると、保育所、幼稚園、子ども園から、小学校に行

くときの段差の大きさとか、非常に戸惑いが大きいということもございます。これらのことについては、中間案の中にも幼保小の連携について書いてございますので、もしお時間があればお答えいただければと思います。

- それからもう一つは、結婚と少子化の問題で、これは先ほども言及があったのですが、けれども、個人の問題として絡めると非常に繊細な問題になってくるので、取り扱いについては注意が必要かなと思うのですが、私ちょっと気になるのは指標ですね。これらの施策の指標として合計特殊出生率と保育所の待機児童数というところが指標となっているのですが、こういったものがアウトプットとなると、そういう議論になりがちですね。そう考えますと、もう少し社会的インパクト評価などを使って、これらの政策に対する総合的な評価が必要になってくるかなと思います。この2つだけに全てが集約されるわけではないかなと思います。
- それから、3点目は保育士不足ということで、これに質の問題も絡んで深刻な問題ということで、たびたび高野委員からはご発言いただいておりますので聞き及びかと思えます。これらのことについては、おそらく放課後児童クラブでも全く同じ現象が起きていて、指導員不足と質の確保というのが難しくなっていて、それらも非常に難しい課題になっているかなと思います。

できれば我妻委員、一言お願いできますでしょうか。

我妻委員

- 宮城県児童館・放課後児童クラブ連絡協議会の我妻と申します。

今話に出ました、保育士、児童厚生員、すごく足りないというのは本当に困っている現実なんですね。それに対して厚生労働省のほうでは、処遇改善と、キャリアアップ所遇改善、2つの実施をしているのですが、以前、厚生労働省の子育て支援課の課長のお話を伺う機会があったのですが、なかなか進まないとおっしゃっておりました。国としてはそういう政策をやっているのですが、そこが県に下りて、そこから自治体には行かない。自治体の財政力、それが一番大きいのだと思うのですが、それがネックになって進まない。ということでした。

宮城県ではどのぐらい実施しているかというのと、放課後児童支援員の処遇改善をやっているのは、仙台市、登米市の2つのみです。それから、キャリアアップの改善をやっているのは、富谷市、登米市、大和町の3カ所、もう少しここが進んで職員の処遇改善が進めば、保育士や児童厚生員も増える、力のある人が増えるのではないかと私も思っているのですが、ここをまず県としてももう少し進めていただきたいなと思うのが一つです。

- それから、違う話になりますが、子ども・子育て幸福計画の次期計画案に、児童館のことも加えていただいたのはとてもいい進歩だったなと思っています。児童館は幼児の支援、小学生の支援、小中学生、高校生も行きます。あるいは、地域の方と子どもたちをつなげるところでもあり、いろいろな機関の関係の要となっている部分が多いので、児童館の役目をもう少しPRしていければと思います。

それから、前回お話した、福祉と教育の連携をもう少し進めてほしいという

ことに対しては、政策のほうで入れていくということだったので、今後もこれを期待しながら見ていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

足立会長

○ ありがとうございます。

それから、先ほど幼保小の連携ということで、大竹委員、小学校の立場から何かございましたらお願いいたします。

大竹委員

○ 大衡小学校の大竹でございます。本村には子ども園が一つ、それから企業主導型保育所が1つ、それから保育園が1つということで、大体その3つのところから入って来ます。そのほかに、新しい団地ができたことで、今年度は合計9園の保育所、こども園、幼稚園から子どもたちが入ってきております。10月から教育・保育が無償化になって、どこから子どもたちが入ってくるか、ちょっとわからない状態です。以前石巻にいたときには、もっともっといろんな幼稚園、保育所から子どもたちが小学校に入ってきました。やはりその中で連携という、なかなか難しいところもございましたし、子どもは環境が変わってしまうと、なかなか順応できないという、特に小さいお子さんに関しては、大きく環境が変わってしまうことで、なかなか小学校生活に慣れない子どもが、まだ本校にはおります。

それで、やはり幼稚園との連携、それから保護者との連携は非常に大切なものと考えております。折に触れ、例えば運動会、それから学芸会、そういう行事をはじめ、授業を公開するときにもいろいろな保育士を、それからこども園の先生方をお呼びして、学校の授業を見ていただくということは頻繁に行っているところです。

○ そのほかに、もう一つ私のほうから、この今出ているお話で思うことがございます。

資料2-2で推進する施策の中に、「子ども」という言葉が幾つもでてきますけれども、みやぎ子ども・子育て県民条例の前文を読みますと、子どものために社会が、大人が、保護者が何ができるかという、こういうことをしなければならない、ということが書いてあると思うのです。それで、以前の会議のときにも、保護者が第一義的責任を有するということが議論されたのを覚えております。条例前文の真ん中のあたりに、保護者が喜びを実感しながら子育てできるように、とありますが、このあたりが、非常に今の保護者の方が必要としているところではないかと思っております。現場に戻って1年ちょっとたちますけれども、保護者がすごく子育てに悩んでいるご家庭が多いなということを実感しております。どういうふうに子どもに接していいかわからないとか、どういうふうに子どもを育てていいかわからないという保護者が多いのかなと思っております。

それで、資料2-2の推進する施策の子どものところなのですが、4.健康で元気な子どもを生み育てるための保健・医療の充実というところで、母子保健のカラーが色濃く出ているのかなと思っております。本村は人口6,000人程度の村ですが、子どもたちのことは村の宝で、村挙げて子どもたちのことは非常に大切に思っております。生まれてから育つまで、いわゆる児童福祉法による18歳までの子どもは医療費無料でございま

すし、今年度から給食費無料でございます。そういうふう大切に育てているところなのですけれども、その子どもを育てる保護者が今すごく不安に思っていることとかも多いので、保護者の心のケアというのか、そういうのが体系的に広く散りばめられてはいるのですけれども、体系的にどこかに出していればと思います。保護者もどこに相談していいかわからない、もちろん学校に相談するのですがすけれども、お一人で悩んでいる方もいっぱいおりますので、保護者の心のケアの場もどこかに設けていただければなど全体を見て思いました。

足立会長

○ ありがとうございます。

今お話しいただいた点については、ぜひ御意見等いただければと思います。

それから、大竹委員お話しなさっている中で、資料2-2の4の前の審議会での意見の反映で、保護者が子育ての第一義的責任を有する考え方を視点に含めるというところで、先ほどは等しく社会が支えるということもおっしゃっていただいたのですがすけれども、そこもこの文章の中に入っていたほうがいいかなというふうに思いました。これはもし残るものだとすると、保護者が子育ての第一義的責任を有するということが強調されているように思います。そういった懸念があったのではないかと思います。

君島委員、この件についていかがですか。

君島委員

○ 先ほども御説明でありましたように、児童福祉法の第2条で、保護者が子育ての第一義的責任を有するということは規定されていますので、あと、地方公共団体とともにということになっています。第一義ということが法的にちゃんと根拠を持っていることですので、これは優先してという言い方は適切でないかもしれませんが、きちっと明記すべきことかなと私は思います。以上です。

足立会長

○ それでは、そのほか御意見ございませんでしょうか。

公募の委員の皆様いかがですか。海野委員。

海野委員

○ 地域で子どもを育てるということで、推進する施策及び事業1-(2)に「子どもの健やかな成長を見守る地域づくりの推進」とありますけれども、地域づくりの中で、地域の中で、その家庭を孤立させないでいくということになると思うのですね。いろいろ負担を感じているような人たちを、地域の中で孤立させないというのも一つの方法ではないかと思うのです。乳幼児の場合は、地域にサロンをつくって、どこかに相談に行くというほど大げさではなくて、同じような子育てをしている人が集まっておしゃべりをする中で仲間をつくっていくという活動を昔、20年ぐらい前にやってきて、その延長が今でも社協とかでサロンづくりが行われて、広がってきています。それも一つの家庭の

中で孤立させない、地域の中で孤立させないという方法だと思います。

そういう活動が今できつつある中で、一つ気になるのは、転入者の問題です。いろいろな事件がこの1年の中でも起こってきていると思うのですが、転入者にとって、子どもが生きづらいような環境であったり、親もつらい思いをしているとかいう事が起こりやすいと思うのですね。なので、まだ地域の状態がよくわかっていないとき、いろいろな施策をつくっても、そういうものがわからない状態にあるとき、資料2-1のほうにも出ているのですけれども、友達もいない、親類とか、祖父母とか、そういう助言者もいない、そういう人たちを、リスクがあると捉えて、どうやって組み込んでいくかということ。新しい形ででもどうやってそこに含めていくかというのを忘れないでほしいなと思いました。

地域づくりということで、具体的にどこかに入れるというわけではないのですけれども、いじめの問題でもそういうことが多分あると思うのですね。虐待のことで、周りが少し気にしてくれると気づきやすいなどと、全てにかかってくると思うので、その辺を考えていただきたいです。

足立会長

- ありがとうございます。地域の中でも、特に転入者の方の問題ですね。東北6県の中でも宮城県は転入者の方が多いわけですがけれども、そういった方たちに対する何か施策というものが今の中に含まれているのか、あるいは考えられるのか、いかがでしょうか。検討いただきたいと思います。
- では、佐々木とし子委員をお願いします。

佐々木（と）委員

- 資料の2-1の27ページに、「中高生に向けて作成した宮城県版親の学びのプログラム」という文言と、親になることについて考える機会の充実を図っていきます。という表現を入れていただいたのですけれども、そればかりではなくて、宮城県の各市町村に家庭教育支援チームが今26チームできておりまして、このプログラムは幼児から小学校、中学校、高校生に至るそれぞれの子育てに起こり得るさまざまな課題を、そのプログラムの中に盛り込んでおり、子育てのお母さんが集まっているところだったり、高校生、中学生のところに行ったり、あるいは小学校のPTAに出向いて行って、おこなっているというものも入れていただきながら活用していただけるといいのかなと、今お話を聞いて思いました。

足立会長

- ありがとうございます。
- 地域の中で、転入者の方を地域の中に根づいていただくというところで、そういった御提案ということですね。事務局のほうから、何かこのことについてございますか。

事務局（生涯学習課）

- 生涯学習課の松崎と申します。家庭教育支援を担当しております。

今、佐々木委員がおっしゃったとおり、各市町村では、「家庭教育支援チーム」を設置しているところですが。子育てをされている保護者の方々を応援しよう、それを1人、2人ではなくチームとして、みんなで支えようという動きになるように、県が家庭教育支援チームをつくり、市町村でもそれを展開してほしいという思いで推進しているところですが。

この親の学びのプログラムは東日本大震災の後に、子育て中の親の心のケアを考えてつくられたものです。このプログラムを学校のPTAの行事、就学時健診、乳児健診等で活用できるように作成したものであり、幼稚園、保育所、小学校等、親を対象に実施しているほかに、親になる前の、親になる準備のためのプログラムを行っております。委員の皆様からも切れ目のない支援というお話をいただきましたが、子どもたちが子どもを産むということ、育てるとということ、人生を生きていくということ、親になるということ、それを子どものときから考えるきっかけになる、切れ目のない支援となるよということ、親の学びのプログラムを作成しました。親に向けてと、親になる準備のためのプログラムを作成し、展開しているところですが。

また、今の社会問題、教育課題が少しでも解決できるためのきっかけになるプログラムを作成するために、今年見直しを図る予定です。先ほども地域で子どもたちを育てることの大切さということが委員の皆様からありましたとおり、親だけではなくて、地域とともに子どもたちを育てる環境というのは大切であると考えております。今後もその大切さを認識しながら事業を推進していきたいと考えております。

以上でございます。

足立会長

- 地域の中で根づくということで、外国のことで言いますと、例えばデンマークですとネットワークアドバイザーという方がいて、地域の方にその転入者の方をちゃんと紹介して、どこに行けばこういうものがあるということを具体的にアドバイスする方もいるのですけれども、そういったこともぜひその中にご検討いただければいいかなと思います。
- それでは、残り時間10分ぐらいとなってきました。公募委員の方から御意見もいただきたいと思うのですけれども、本多委員、いかがでしょうか。いろいろ議論を踏まえて御意見いただければと思います。

本多委員

- 公募委員の本多です。私は小学校と中学校の子どもがいるので、親の視点からちょっと意見を言いたいと思います。
- 今の保護者の方は、比較的親の負担も大きいなというのを感じる場所もあるのですけれども、仕事をやっている方がやはり多くて、共働きだったり、パートタイマーだったり、いろいろ形態は違うのですけれども、こちらの中で仕事をやりながら子供の役

員だとか、PTAの役員などは、小学校のほうでポイント制というぐらい必ず1人につき2ポイントとか、2回はやりましょう。というのであったり、忙しいなということは感じています。あと、町内会だとか、そういった地域の役員も回ってきたりするので、どうしても1年間にいろんなものが重なってしまったりとか、2人、3人子どもがいると、2、3個役員が重なるということも多いのですけれども、そういった中で仕事をしっていて、例えば子どもが病気の時、そういったときの周りの理解がないとか、職場もそうなのですけれども、どうしても辞めてほしいとなる。よくそういった話を聞いたことがあります。人が足りないと、子どもが病気になったときに、休んでばかりだとか、何日間も続けて休まなければいけない状況になると、辞めなきゃいけないような空気になってしまうという話を聞いたことがあって、そういった点でも男女共同参画社会だったり、ひとり親の方もいらっしゃると思うので、そういう視点からもできれば企業への指導とか、行政のほうからもいろんな働きかけがあったらいいのかなというも感じたりしてました。

- あと、読み聞かせのボランティアを小学校でやったりしているのですけれども、どうしても新しいボランティアをやりたいというお母さんというのは余りいらっしゃらなくて、1年間に1人いるかどうかとか、私の周りだとそういった感じなんですけれども、10年前だとすごく盛んでやりたい方も多かったらしいのですけれども、その当時はやはり仕事をやっていない方が多かったということもあるみたいで、この10年ぐらいでいろんなところが変化してきているというか、社会が変わってきたり、皆さん仕事を持つ方が多くなっているということで、なかなか昼間に集まるというのは難しく、夕方だったり、朝一じゃないと厳しいという話が多くて、難しくなっています。今読み聞かせは朝一番の時間の8時半とかにやっているので、そういった中で子どもを育てやすい環境をつくるというのは、なかなか具体的な案というのは難しいかもしれないのですけれども、行政の働きかけとか、時短労働だとか、週に何回かだけ、例えば数時間とか、そういった働き方はもしかしたら子どもさんが小さいお母さんなんかは働きやすいのかなという印象を持ちます。なかなか難しいかもしれないのですけれども、例えば小学校の図書事務なんかだと、1日5時間とかで地域のお母さんだとか、保護者だった方がずっと何年も何十年も小学校で働いてらっしゃるので、行政施設とか小学校や中学校のようなところで何か地域の力というか、そういうのが役立てられる、対価が少しもらえるような有償ボランティアみたいなことを提案していくのも一つかなと感じております。

以上です。

足立会長

- ありがとうございます。

それでは、時間がなくなってまいりましたので、続けて御意見いただきたいと思うのですけれども、菅原郁美委員、いかがでしょうか。

菅原委員

○ 公募委員の菅原です。私も現在2歳と4歳の子どもがおりまして、きょうも保育園に預けてきております。保育園自体は家から離れた保育園、職場の近くの保育園に預けているので、正直町内会とのつき合いも全くないので、地域で何をしているのかも、地域にお祭りがあるのも知らないような状況で、地域に根差すといっても、小学校に上がるまではそういう情報は入ってこないのかなと思いつつ日々過ごしています。

その中で、私の職場は非常に今も男女共同参画というのをかなり進めている職場ですので、時短勤務で女性が産休、育休をとって復職している人数もすごく多いです。ただ、今回私もこのような会議に出させていただいて、行政がやっている取り組みというのがやっとなんて見えてきているところではあるのですが、実際に今会社でも妊娠をしている女性の方がいて、不満を感じていらっしゃるんですね、やはり。どういったサポートを受けられるのかも何となくしか情報が入ってこない。自分で情報を取りに行かないと全くわからない。そういった話をよく聞きます。それに対して、やはり経験者が教えてくれる場というのが、まだ非常に少ないのかなと思います。

先ほど御意見の中で、保護者の心のケアを体系的に表現してはどうでしょうかというお話もあったのですが、こういった情報量が非常に多い冊子ではなくて、もう少しわかりやすい紙を妊娠時にもらえるですとか、あと最初に赤ちゃんを生んですぐ保健師の訪問とかあるのですが、そういったときに教えていただくと助かりますし、私、児童館に子どもを連れて行ったこともないのですが、子どもを連れて行っていいところだとも思っていなかったというところもあるので、情報がやはり不足しているというところがあるので、もう少しまとめたわかりやすい情報をお母さんたちに提供する場がなければ、せっかくやっていることもお母さんたちに伝わっていない状況なのかなと日々思っております。

以上です。

足立会長

○ ありがとうございます。

時間が残り少なくなっておりますけれども、もうお一人ぐらい御意見ございましたら、ぜひお手を挙げていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

根来委員、どうぞ。

根来委員

○ 宮城県私立幼稚園連合会の根来です。

私も今、子どもが小学校、中学校、高校、大学と1人ずつ在籍していますので、全部の学校の状況がわかる立場でもありますので、本当は連合会の立場で話をしなくちゃいけないのかもしれませんが、私もちょっと親の立場で、視点で話をさせていただければと思います。

今皆さんの話を聞いていて、私の身近な方々のことを思い出しております。といいますのが、先ほどの菅原委員の話にもありましたように、結婚してから知ったこと、妊娠

してから知ったこと、出産してから知ったこと、幼稚園に入って知ったこと、小学校に入ってから知ったことというのが余りにも多過ぎるんですね。大体皆さん結婚のタイミングも含めて、将来の経済的な見通しを立てて、一步前に進めるという方が多いと思うのですが、実際その場に立ち会ってから初めて知る経済的支援だとか、社会的支援というものに出会うことが多くて、もっと早く知っていればという意見を聞くことが多々あります。

ですから、6の(3)のところに触れるのかもしれませんが、結婚してからとか、出産してからというのではなくて、結婚に前向きになれるよという文言がありますように、結婚する前から自然とそういう情報を知ることができていて、その上で自分の結婚後のライフプランをイメージできるような環境がある。その中で、結婚を自分のタイミングで自分の形態で選択できるというものが、この施策の事の始まりになるのではないかなという感じがしております。

いろんな施策の内容はもちろん吟味しなければならないのですけれども、それを利用する立場の県民の皆さんの現況や考えというものを踏まえたときに、その入り口となるところがどこなのか、そこからどう支援を広げていくのか、そういうことも施策の中で考える必要性はあるのかなと思いました。

以上です。

足立会長

○ ありがとうございます。

それでは、議題の2ですね、中間案の審議についてはここまでとさせていただきます。

さまざまご意見が出ておりますけれども、ぜひ中間案のまとめの作業、これに基づいて進めていただきたいと思います。

(3) その他

○ 最後に、その他、ここまでの内容以外で御意見または御質問、あるいは御提言など委員の皆さん、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

特に無いようですので、それでは、貴重な御意見どうもありがとうございました。

以上で議事を終了させていただきます。

事務局

○ それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

委員の皆様、お忙しい中、誠にありがとうございました。

5 閉会

以上